

占用許可申請及び施行承認申請時の注意点

占用許可申請及び施行承認申請（道路及び法定外公共物）において、許可書及び承認書（以下、「許可書等」という。）が長期間受領されていないものが散見されます。

申請手続きは許可書等の受渡し等をしてはじめて完了します。したがって、申請者が許可書等を受領されない限り、工事着手等はできません。

つきましては、占用許可申請及び施行承認申請の際は、下記の点に注意するよう、よろしく申し上げます。

- 1、工事の計画変更等で申請が不要になった場合は、速やかに取下届の提出をお願いします。又、工事着手が延期になり、許可書等の受領が遅れる場合には、岸和田市役所 建設管理課 道路管理担当（TEL072-423-9497）までご連絡ください。
- 2、現在申請中で長期間受領されていない許可書等がある場合は、速やかに手続きの完了（許可書等の受領）をお願いします。